

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第184回豊島区都市計画審議会	
事務局（担当課）	都市整備部都市計画課	
開催日時	令和元年7月11日 木曜日 17時00分～19時00分	
開催場所	豊島区役所9階 第一委員会室	
議 題	<b>報告1</b> 補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針の改定について <b>報告2</b> 池袋本町・上池袋地区のまちづくりについて <b>報告3</b> 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開   傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	委 員	中林一樹 中川義英 長倉真寿美 野口和俊 池邊このみ 駒井清二 楠本悦子 服部洋司 外山克己 竹下ひろみ 藤澤愛子 高橋佳代子 辻薫 里中郁男 細川正博 渡辺くみ子 剣持一弘
	出席者	その他 都市整備部長 地域まちづくり担当部長 都市計画課長 沿道まちづくり担当課長 事務局 都市計画課都市計画担当係長(都市計画) 同主査 同主事

(開会 午後5時00分)

都市計画課長 皆さん、こんばんは。それでは時間になりました。第184回豊島区都市計画審議会を開催させていただきたいと思います。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、都市整備部都市計画課長の活田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、豊島区の区議会議員の委員の交代について、ご報告をさせていただきます。新たに委員に就任されました、藤澤愛子委員でございます。

委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、里中郁男委員でございます。

委員 どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画課長 よろしくお願いいたします。

細川正博委員でございます。

委員 よろしくお願いいたします。

都市計画課長 この3名の委員の任期につきましては、現在の委員と同じ、来年、令和2年の3月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、大変恐縮ではございますが、席上に配付をさせていただいております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、第184回豊島区都市計画審議会を開会したいと思います。

議事日程に従って進行していきたいと思いますが、まず、本日の委員の出欠状況について、事務局より報告をお願いします。

都市計画課長 本日の出欠でございます。小泉委員、定行委員、高橋直人委員よりご欠席の連絡をいただいております。なお、外山委員におかれましては、おくれていらっしゃるということで、事前にご連絡をいただいております。

なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、豊島区都市計画審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしているものもあわせてご報告をさせていただきます。

会長 ありがとうございます。

定足に達しているということでございます。

続きまして、本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

都市計画課長 本日の議事でございますが、報告の案件が3件でございます。「補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針の改定について」、「池袋本町・上池袋地区のまちづくりについて」、「池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて」の3件でございます。

会長 報告3件ということでございます。

次に、本日の審議会の傍聴希望について、事務局に伺いたいと思います。

都市計画課長 傍聴についてでございます。審議会の公開でございますが、豊島区都市計画審議会運営規則第6条に基づき、原則公開となっております。

本日は、傍聴希望の方がいらっしゃいます。会長、入室していただいでよろしいでしょうか。

会長 本日、傍聴希望の方がおられますということです。審議会は原則公開ということで進めてきております。本日も傍聴希望者に入室していただいでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

会長 ありがとうございます。それでは、入室を許可いたします。

(傍 聴 者 入 室)

会長 それでは、初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

都市計画課長 本日の資料でございますが、事前に送付をさせていただいた資料、それと机上配付させていただいた分がございます。報告1の資料第1号と報告1の資料第2号は机上配付をさせていただきました。不足分がございましたら、挙手にてお知らせをいただきたいと思っております。事務局が参ります。よろしくをお願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。二つ、本日追加で机上配付、他は事前に送付していたものということかと思っております。よろしいでしょうか。

(は い)

会長 まず、報告1の「補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針の改定について」に移りたいと思っております。

この説明をお願いいたします。

沿道まちづくり担当課長 沿道まちづくり担当課長の小澤でございます。

私のほうから、報告1について、ご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

最初に、資料の確認をさせていただきます。資料第1号、資料第2号、参考資料第1号、参考資料第2号、参考資料第3号、計5部構成になっております。

それでは、ご説明させていただきます。

参考資料第3号をご覧ください。A3の豊島区防災まちづくり概要図をご覧ください。

豊島区は、面積の約4割が木造住宅密集地域でございます。現在、懸念されております首都直下型地震から区民の皆様の生命と財産を守り、的確に対応していくためには、まちづくりを展開しまして、地域の防災性を向上していく必要があると考えてございます。

こちらの概要図をご覧ください。黄色く網かけしているところが居住環境総合整備事業と申しまして、豊島区のまちづくり事業を展開している箇所になります。豊島区の西部地区から、まず1番目が長崎地区、2番目が池袋本町地区、3番目が上池袋地区、4番目が補助81号線沿道巣鴨・駒込地区、5番目が東池袋四・五丁目地区、6番目が雑司が谷・南池袋地区ということで、6カ所で現在、地域の方々とまちづくりについて話し合いを進めているところでございます。

今回は、豊島区の西部地域にございます長崎地区の補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針の改定について、ご報告申し上げます。

それでは、資料の第1号をご覧ください。

今回の方針の改定の経緯について、ご報告申し上げます。平成24年の1月に東京都が公表しました「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針により、長崎地区のまちづくりが始まりました。この10年プロジェクトについては、取り組みとして4点ございまして、1点目が「不燃化特区」、2番目が「特定整備路線の整備」、3点目が「地域における防災まちづくりの機運醸成」、4番目が「不燃化特区内における固定資産税、都市計画税の減免措置」などが講じられるということで、東京都のほうから発表されました。これを受けまして、豊島区では、平成27年8月に補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針を策定いたしました。さらには、平成28年3月に補助172号線沿道長崎地区地区計画を策定しております。

こうした一連の計画等の策定以降、豊島区としましては、長崎地区全体

の動きとして、長崎一丁目から五丁目にかけて、まちづくり協議会を三つに分けて設立いたしました。現在も年4回ほど会合を開いて、地域の方々と防災まちづくりに対する議論をしています。そして、この地区全体のまちづくり協議会の話し合いの中から、長崎地区の東長崎駅と椎名町駅の北口における共同化の機運が非常に高まってきました。東長崎駅については、共同化事業協議会が平成29年の8月に設立されました。一方で、椎名町駅の北口については、現在、懇談会として、定期的な勉強会を開催しています。もう間もなく、共同化事業の協議会に組織を移行する予定です。

一方で、東京都の取り組みとして、平成29年の9月に都市づくりのグランドデザインが策定され、本年の2月には、東京における土地利用に関する基本方針が答申されました。長崎地区に関する主な項目として3点ありまして、1点目としては、中枢広域拠点域の拡大です。これまで環状6号線の内側がセンター・コア・エリアとして定められておりましたが、今回、中枢広域拠点域としてその範囲を環状7号線まで広げるということです。2点目としては、地域の個性やポテンシャルを生かしたまちづくり、3点目としては、木密地域改善に向けた取り組みの拡大がうたわれております。

こうした長崎地区を取り巻くまちづくり環境に大きな変化が見られてまいりました。そこで、豊島区では、まちづくりの見直しが必要と考え、今回、補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針を改定することにしました。

続いて、今回の改定の概要について、ご説明申し上げます。資料第2号が改定案でございます。参考資料第2号が改定前の現行の方針でございます。改定案の資料第2号を中心に説明させていただきます。

資料の第2号をご覧ください。赤字部分が今回の改定箇所、黒字のところについては、従前どおりとなります。

先ほどの説明と重複するところもございますが、経緯として、長崎地区では、道路幅員が4メートル未満の道路や、行き止まり道路、老朽化した木造住宅が多く存在するため、災害時の避難や緊急車両の通行、消防活動が困難な状況です。また、補助172号線の整備に伴い、街並みの再生なども大きな課題となっております。

区は、このような長崎地区の課題やアンケート調査の結果を踏まえ、説

明会等を行い、意見交換を行い、豊島区都市づくりビジョンに基づく特定整備路線沿道まちづくり方針として、補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針を平成27年の8月に決めました。その後、東京都の上位計画の見直しにより、長崎地区、特に東長崎駅と椎名町駅周辺地区において、今まで以上に地域の個性とポテンシャルを生かしたまちづくりを展開することが可能になりました。

こうした背景と地域のまちづくりの進捗を踏まえ、東長崎駅・椎名町駅周辺地区に関するまちづくり方針を見直すとともに、参加と協働によるまちづくりを推進し、目標とするまちの早期実現を目指して参りたいと考えてございます。

方針案には、まず大きな目標が4点ございます。その下に、長崎地区を補助172号線沿道地区や、今回改定いたしました東長崎駅・椎名町駅周辺地区などに区分けをしています。今回改定するのは、目標の3番目、「駅周辺における日常生活を支え地域の個性とにぎわいを創造する場としての拠点機能の充実」といたしました。「地域の個性とにぎわいを創造する場としての」という文言を、東京都の上位計画にあわせて追加いたしました。

一方で、東長崎駅・椎名町駅周辺地区においては、市街地像を大幅に変えました。より東京都の上位計画に寄り添ったような内容になっており、「土地の健全な高度利用を図り、駅との良好なアクセスや駅前広場空間の確保にあわせ、防災、商業、生活支援、文化・交流、都市型住宅などの複合的な機能が集積した駅前にふさわしい拠点の形成」といたしました。

また、市街地像の取り組み内容として、これまでは東長崎駅・椎名町駅共通の取り組みとして位置づけていましたが、今回は東長崎駅と椎名町駅の現状にあわせて、地区を二つに分けて整理しています。細かい内容については、説明は省略させていただきますが、東京都の上位計画に沿った形で、追加改定したものになります。

それでは、資料第1号にお戻りください。2ページ目、2番の概要になります。改定に当たり、地域の方の意見をしっかりと聞いて改定を行うため、豊島区のパブリックコメントの手続を準用し、今回、意見の聴取と住民説明会を行いましたので、その概要について、ご説明申し上げます。

まず1番目としまして、意見聴取でございますが、まず、区民向けの周知といたしまして、「広報としま5月11日号」、5月11日付の区のホ

ホームページに掲載させていただきました。それと同時に、長崎一丁目から五丁目地区にお住まいの方、長崎にお住まいでない地区外権利者の方に、今回のまちづくり方針の改定についてのニュースを全戸配布と郵送をさせて頂いております。全戸配布と郵送したものが、参考資料の第1号、A3判の両面刷りのものがございます。

概要の公表でございます。概要の公表については、5月20日に行いました。

そして、意見の募集期間でございますが、5月20日から6月19日の約1カ月間行いました。頂いた意見の総数でございますが、147名の方から228件のご意見を頂戴しております。頂いた意見、全ては報告できませんので、主な内容についてのみご報告させていただきます。頂いた意見を大きく三つに分けました。一つ目がまちづくり方針改定に関するもので170件、二つ目が長崎の街並みについてのご意見で21件、三つ目が補助172号線の道路整備に関するご意見で37件ございました。まちづくり方針改定の意見としましては、「個性とにぎわいを考えたまちづくりは、将来イメージをビジュアルも含めて具体的に提案することが必要である」「住民の自助努力だけでは目標を達成できない、早く駅前を整備することが大事、速やかに進展されることを期待する」というお声を頂戴しております。

続きまして、住民説明会についての状況について、ご報告いたします。住民説明会は2回開催させていただきまして、1回目は5月29日、2回目が5月30日、それぞれ区民集会室、区民ひろばを使って開催しました。2回開催しておりますが、内容は両日とも同じでございます。第1回目は42名の方に、第2回目は62名の方にご出席いただきました。

こちらの住民説明会において、質疑応答の時間を設けまして、2日間で18名の方38件のご意見を頂戴いたしました。簡単にご説明いたしますと、まちづくり方針改定に関するご質問が25件、長崎の街並みに関する内容が4件、補助172号線に関するものが9件ございました。今回のまちづくり方針の改定についてのご質問としては、「文化・交流」や「都市型住宅」、「アクセス道路」といった、一般の区民の皆様には馴染みがない言葉が多数出てきますので、そういった言葉の説明を求めるようなご意見などを頂戴いたしました。

住民説明会では、全体的に区のまちづくりを応援してくださるお声もたくさん頂戴しました。区としては、今後も地域の方々の皆様と丁寧に向き合い、話し合いながら、まちづくりを展開していきたいと思っております。

今回の方針改定は、東長崎駅や椎名町駅周辺地区において、具体的なまちづくりのイメージを示すものではなく、あくまで長崎地区のまちづくりの目標や、市街地の将来像の方向性を示したものであり、今回の改定によって、長崎地区にお住まいの皆様の生活に直接何か制限を与えるものではないです。東長崎駅・椎名町駅の周辺地区の今後の具体的な取り組み内容については、地域の皆様のご意見を改めて今後お伺いしまして、まちづくり方針をもとに、個別の開発等の事業を適切に誘導するガイドラインとして、まちづくりビジョンを作成する予定でございます。地域貢献のガイドラインとして、東長崎駅と椎名町駅周辺地区のまちづくりビジョンを今回の方針とは別に住民の皆様の意見を聞きながら策定する予定でございます。

以上で、まちづくり方針の改定についてのご報告を終わります。

会長

ありがとうございます。報告は以上ということでございます。

この件について、ご質問、あるいはご意見等があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

初めてこの審議会に出させていただいております、里中と申します。

長崎地域の住民説明会を、2回開催されたという報告を受けましたが、42名の参加と62名の参加というのはどんな手応えなのでしょう。お聞かせてください。

沿道まちづくり担当課長

今回、ご出席いただいた42名の方、62名の方に共通して言えるのが、長崎地区のまちづくりに非常に興味を持っている方が多いことです。活発で建設的な意見がどんどん出てくる説明会でもございました。また、豊島区のまちづくりの姿勢等に対する応援の声なども頂戴している状況でもございまして、特に反対という意見は出ていなかった状況でございます。

会長

はい、どうぞ。

委員

続けてすみません。172号線についての直接の話というのは、この時には出なかったということよろしいでしょうか。



沿道まちづくり担当課長 172号線の道路事業に関する意見も若干ございました。

委員 とりあえず結構です。

会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 平成27年ごろに、ご説明を受けているような気がするのですが、全体的に木造密集地域の10年プロジェクトで172号道路の沿道の整備があったという認識ですが、そこら辺はそれでよろしいでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 はい。委員がおっしゃるとおりでございます。

委員 先ほど、改定案の、まちづくりの目標に「地域の個性とにぎわいを創造する場としての拠点機能の充実」という表現が変わったと説明頂きました。いわゆる「日常生活を支える生活拠点としての機能の充実」というのが、具体的には、どういうことを示しているのか、もう一度ご説明をお願いします。

沿道まちづくり担当課長 まず、今回追記させていただきました「地域の個性とにぎわいを創造する場」というのは、東京都の上位計画で示された指針でございまして、それを長崎地区に取り入れていくものでございます。特に長崎地域というのは、ご存じのとおり、池袋とはまた違う低層な住宅地域でございまして、これまではどちらかという、住居地域として、都市構造の用途が、限定されていた地域でございます。それを今回、東京都の上位計画の見直しを受けて、これからは、住居地域というではなくて、多様なライフスタイルを創造して、新たな価値を生み出す場として捉えて、良好な居住環境の確保に配慮しながら土地利用の複合化を進めていくことが示されたということでございます。

委員 東京都の上位計画との絡みでの表現とおっしゃいましたが、具体的に地域の個性とにぎわいを創造するというのが、ここの地域の中でどういうイメージを持てばいいのでしょうか。それから駅周辺地区において、先ほど共同化というお話が出ましたけれども、この文章の中でも「高度利用を図り」という表現が具体的に載っています。ここら辺に対するイメージというのは、どのような感じになるのでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 ご質問ありがとうございます。

まず、地域の個性とにぎわいを創造する場の具体的なイメージですが、これについては、現在もまちづくり協議会の中で議論を進めているところ

でございます。今後も地域の個性とにぎわいがどういうものなのかを、地域の方々と一緒に話し合いながら、具体化していきたいと思っております。

委員 高度利用というのは、手法は法定事業を使うのかどうかというのはわかりませんが、共同化をすることによって地区計画で定められた高さ以上に高い建物をつくるというイメージかと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 高度利用は、都市計画上、容積率が400%以上のところを指し示します。このため、今、委員がご指摘いただいたようなイメージを持たれる方もいらっしゃるかと思います。東長崎の駅については、駅前にふさわしいということで、木密地域の改善もありますけども、公共施設や中高層建築物を一体的に整備することが非常に重要であると考えておまして、建物の高さだとかは、まだ地域の方々の合意形成をしている状況でございますので、どうなるかはまだわからないところもありますけど、あくまで今回の方針は、拠点機能を拡充していく地区に変更していくということを申し上げたいと思っております。

委員 拠点事業という表現をされていますが、現実的に、私があそこの172号道路の沿道をずっと通ったときに、地元の商店街が形成されて、一つ一つの商店に買い物に行くとか、それから低層の住宅街が並んでいるという認識があります。そういうまちの中での防災的、防災機能をどう高めるかというのが、基本的な木密対策なのだろうと思います。木密対策が、今、どういう形で進んでいて、そういう中で、新たな上位計画が出て、拠点を設定していく中で、まちの状況がどう変わっていくのかとか、どうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 まず、現在、長崎地区においては、まちづくり協議会が三つございます。長崎一・二・三丁目地区、長崎四丁目地区、長崎五丁目地区の、三つに分かれて活発な議論をしているところでございます。その中の意見としましては、172号線の用地買収に伴いまして、生じます残地等を地域の憩いの場として整備していくとか、あるいは、残地再建ができない方々もいらっしゃいますので、そういった方々が中心となって、沿道の小さな共同化に向けた勉強会を始めるといった、流れがございます。

ただ、東長崎駅と椎名町駅の北側においては、現状、商店街がございます。木密地域ということに非常に問題意識を持っていらっしゃる商店街で

ございまして、地元のほうから木密地域改善のための共同化を進めたいというお話も頂戴しているところでございます。駅周辺の拠点という意味では、共同化に向けた動きが進んでいる状況でございますが、駅周辺以外のところでありますと、まちづくり協議会でポケットパークや、公園の拡張といった議論が今、進んでいるような状況でございます。

委員 わかりました。

私は、地域的には直接かかわることがなくて、それでも知っている方のお話をちょっと聞いたりもしました。例えば、今、この庁舎のすぐ脇でやっている環状5の1号線などの残地の問題なんかは、どういう形で取り扱っていくのかとか、都との関係や、区との関係といった、相談をしたということがありました。道路を拡幅して、安全を確保するにあたって、その中で、今までどおりの生活をしたいという人たちがいれば、その人たちをどう補償するかという部分で、当然区の関りが出てくるのだらうと思えます。そういう中でのお隣との共同化を検討していきたい。あるいは、もっと大きい共同化を検討していきたいとか、いろんな状況が多分、まちづくりの中で活発に論議をされているのだらうと思えます。今回のこの方針との関係、それから、住民の方のご意見は、ごく一部なのかなという感じもするのですけれども、全体像が見切れないというか、そんな印象が、ご報告を聞いてずっと思っています。もしわかれば、この補助172号線の沿道と地権者さんとの関係で、どのくらいの方が対象になっているのかとか、そこら辺の数字は出ているのでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 ご質問ありがとうございます。

対象というのは、権利者の数ということでしょうか。

委員 はい。

沿道まちづくり担当課長 補助172号線の権利者の対象となる数ですが、東京都のほうは公表していませんので、正式な数は区としても把握しておりません。ただし区として、独自に調査したことがございまして、おおむね280軒が対象になると考えております。

委員 少なくとも280軒の方々が継続してここに住み続けたいと願っている。そういう条件をどうつくるかというのが、今後のまちづくりの大きな課題なのだろうかと改めて思います。

この間、豊島区の商店の活性化という意味合いで区長賞を昨年度お受け

になられた人がちょうどいらっしやいまして、その方は今回の補助172号線とお店が重なっちゃったから閉店をせざるを得ないんです、ということをおっしゃっていました。全体的には上位計画に則ってということが強調されているなという感じがするのですけれども、同時に、やっぱりこの280軒の地権者の方々がそれぞれその思いに基づいて、安全なまちづくりができるような形で対応していただきたいということを強くお願いいたしまして、発言を終わります。ありがとうございます。

会長 はい、ありがとうございます。

じゃあ、最後は要望ということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 方針の改定案のところの方針図があるかと思いますが、この中で、27年に決めたものと違っているものとして、主に、住宅地区の中に防災上重要な路線というのが、南北で5本、東西で1本、新たに今度追加していると思います。これは、それぞれの協議会でご要望があったと理解していいのかな。この中には、防災上重要だと前々から言われていた路線も、区域もありますので、そこら辺、追加された経緯について、少しお話しただければと思います。

沿道まちづくり担当課長 ご質問ありがとうございます。

まちづくり方針図に載せております防災上重要な路線ということで、今回の改定案で路線を追加したところについてのご質問だと思います。これについては、地域のまちづくり協議会の中で、まだ具体的にどこの路線というのは議論しているところではございますが、やはり地域に必要な道路ということで、提言を受けたものでございます。

会長 現道が全くないわけではないのですよね。

沿道まちづくり担当課長 基本的には、現道があるところでございます。現道を拡幅するというようなイメージです。ただ、これはあくまで任意事業ですので、地域の方々のご協力があって進められる事業でございます。現在は、まちづくり協議会の中で、慎重に丁寧に議論しているところで、ここに載ったからといって、補助172号線の道路のように、どんどん進んでいくというものでございません。

会長 よろしいでしょうか。

補助172号線は東京都の都市計画道路になりますけども、この防災上重要な路線というのは、東京都が防災都市づくり推進計画の中で整備地域、あるいは重点整備地域に指定した中の計画として、幅員で8メートルとか10メートルとか、それぐらいの道路が将来できて、両側の建物が耐震化して倒れないということになると、災害時に避難したり、活動したりするのがしやすくなる。そういう道路を東京都が少し支援しながら、建てかえのときに少しセットバックして行って、何十年後かにできるかもしれないという、みんなでまちづくりをしてやろうと、そんな位置づけの道路になるかと思います。

一応、この方針には位置づけてありますけれども、地区計画的に路線を決めているわけではないということですよ。

防災上重要な路線ということで、基本構想として方針図に書いてあるのですけども、まだ地区計画その他でこの路線は幅員何メートルにしますとかということを決めているわけではない。それは今後進めるということではないですか。

沿道まちづくり担当課長 おっしゃるとおりでございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

今回は東長崎駅・椎名町駅周辺地区というところが大きく改定されて、それが東京都の土地づくりグランドデザインで都心エリアが広がったということも受けてということだったのですが、この赤字のところでは東長崎駅周辺地区と椎名町駅周辺地区とを見比べていくと、微妙に表現が違うのですね。例えば、東長崎だと駅前に交通広場と書いてあるのですが、椎名町のほうでは駅前広場という書き方になっています。また椎名町のほうでは木造密集市街地の改善を前提にという記述があったり、個性ある既存商店街と連携したというようなこと。東長崎のほうでは、街区再編という言葉が使われていたり、周辺商店街の再生と、ちょっとポジティブなというか、意思が伝わる表現になっています。この東長崎駅周辺と椎名町駅周辺のまちづくりで言い回しが少し違うことは、まちづくりとしてのゴールイメージというか方向性が、若干違うと理解してよろしいでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、東長崎駅と椎名町駅は若干異なると考えています。大

大きく違うのが、東長崎駅ですと補助172号線が駅の北側、駅を出てすぐのところには計画ラインがありますので、街区再編を伴ったまちづくりをしまして、拠点機能の拡大をしていく必要があると捉えております。一方、椎名町駅は、駅の北口から補助172号線の計画ラインまである程度距離が離れておりまして、直接172号線の影響を受けないということで、区域の拡大を行わない予定ではございますけど、既存の商店街が非常ににぎわっている状況もございますので、そういった状況を生かしながら、さらに向上できるように街並みを誘導していきたいと考えております。

都市整備部長 ちょっと補足をさせていただきます。

今、ご指摘をいただいた東長崎駅の北口は、もう既に地元と共同化に向けた検討会をやっております。今、答弁があったように、補助172号線が事業化される区域に長崎十字会という商店街がございます。その片側がなくなるものですから、そこの再生を含めた共同化ということで位置づけているので、街区再編という言葉も使っているということでございます。この東長崎駅も椎名町駅も豊島区の拠点としての位置づけはありますので、両方とも同等な位置づけの中での事業の進捗と、その周辺の商店街の状況が違うということで、表現を変えているとご理解いただければと思います。

会長 はい、わかりました。

東長崎のほうは、ちょっと広い広場ができるかもしれないと。ただ、その分街区を少し集めて高層化をするというようなことが必要になってくる。椎名町のほうは、現在ある魅力のある、ある種、商店街ですよ。昭和がわかる商店街と言ったほうがいいかもしれませんが、そういうにぎわいをむしろうまく活用していこうと。何かそんな思いが伝わってくるのですが、そんなふうにとりあえず理解しておいてよろしいのでしょうか。

沿道まちづくり担当課長 おっしゃるとおりでございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(は い)

会長 それでは、これから地元を含めて、まちづくりの話し合いをし、計画を詰めていくのですけれども、今日いただいた意見等を参考にしながら進めていただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、報告の2番目に移りたいと思います。

報告の2、池袋本町・上池袋地区のまちづくりについてです。この説明をお願いいたします。

地域まちづくり担当部長 それでは、報告の2番でございます。

資料は、資料第1号と、参考資料1号から3号までになってございます。また、豊島区全体のまちづくりの状況は、先ほどの報告1の参考資料の3号をご覧くださいければと思います。

資料の第1号をお取り出してください。池袋本町・上池袋地区のまちづくりの取り組みでございます。サブタイトルといたしまして、「共同化事業の取り組み」のご紹介でございます。

1番、木密地域不燃化10年プロジェクトへの取り組みをご紹介します。ご存じのとおり、木密地域不燃化10年プロジェクトは東京都が平成24年の1月に実施方針を策定したものでございます。主な取り組み内容といたしましては、市街地の不燃化と延焼遮断帯、避難・救援路の整備が2大取り組み内容となっております。これを受け、豊島区の取り組み方針として、不燃化まちづくりの加速ということで、特定整備路線沿道での延焼遮断機能の強化がございます。これは都市計画道路を整備するだけでも延焼遮断効果はあるのですが、その沿道の建物を建てかえていただいて、燃えにくい建物にさせていただくことによって、より延焼遮断効果が高くなるということをご指してございます。

2点目は特定整備路線の事業化を契機とするまちづくりの推進でございます。こちらは、地区計画を策定し、まちづくりを推進しております。また3番目の四角は、防災道路・広場などの空間確保による防災基盤の整備も同時に行っていくということでございます。特定整備路線の事業化を契機とするまちづくりといたしましては、先ほどの長崎地区の取り組みも同様でございます。これもやはり特定整備路線を契機としたまちづくりに取り組んでいるという事例でございます。

続きまして、2番のこれまでの主な成果でございますが、こちらは助成金の事業の実施でございます。本文の2行目の最後のところ、都市防災不燃化促進事業などの助成金事業の実施などを実施しているというところでございます。報告1の参考資料の3をご覧ください。大きなA3の地図でございます。赤枠で囲っているところが、東京都指定の防災都市づくり推進

計画重点整備地域でございまして、これは俗に言う不燃化特区のエリアでございまして。このエリア内で木造の建物を建てかえるときに、除却費用や設計費用の一部を補助し、建てかえを進めているという事業でございまして。

資料にお戻りいただきまして、2)の規制・誘導策でございまして。地区計画や特定防災街区整備地区の決定を行っておりまして、計画論的に防災事業を進めてございまして。また、用途地域の変更などもいたしまして、防災機能の向上に取り組んでいるところでございまして。

3番といたしまして、継続的な取り組みのご紹介でございまして。不燃化のさらなる加速と沿道まちづくりの実践でございまして。

1)のところをご覧いただきますと、特定整備路線沿道のまちづくりなどを記載してございまして。1つ目として駅へのアクセスの改善や駅前にふさわしい商業・居住機能の向上等に取り組んでおりまして、具体例といたしましては、東長崎駅の北口周辺地区、椎名町駅の北口周辺地区、あと下板橋駅周辺、北池袋駅周辺などでも取り組んでございまして。また、2つ目として、都市計画道路の残地を活用した公園・広場の整備や共同化の推進ということで、池袋本町三丁目の20・21番地区の街区、補助82号線の沿道で取り組んでいるところを紹介させていただきたいと思っております。

また、2)の公共施設の整備でございまして、地区内の避難路の整備でございまして。これは、地区内に都市計画道路のようなものではなくて、地元の方々のご協力をいただきながら用地買収を進めて、道路を広げるという事業を行っておりまして、これは基本的には幅員6メートルの防災道路を整備してございまして。一部、8メートルを計画しているところもありますが、幅員6メートルを確保することによって、平常時では消防車が入っていける幅員であると。また、震災時におきまして、万が一、片側の建物が崩れたとしても、ぎりぎり逃げ道がつかれると言われる幅員が6メートルでございまして。こういった事業を進めているところでございまして。

4番でございまして。池袋本町・上池袋地区のこれまでの取り組みを時系列で書いてございまして。一番上、平成24年の1月に東京都が木密地域不燃化10年プロジェクトを作成したところでございまして。二つ飛んで、平成27年の1月には、東京都におきます特定整備路線補助第73号、82号が事業認可をとって、事業を始めたところでございまして。二つ下、27



年の8月には、池袋本町・上池袋地区のまちづくり方針を決定しました。こちらは参考資料の3番に書いてございますので、ご覧いただきたいと思えます。

参考資料の3番でございます。池袋本町と上池袋地区は、一体のまちづくりとして、今、考えてございます。と申しますのも、都市計画道路の82号線が両地域にまたがって整備されるということを受けまして、この82号線の整備を契機に、まちづくりに取り組もうと。また、池袋本町におきましては、縦の路線であります73号線もありますので、こちらにより、まちづくりが進むであろうと考えてございます。

それでは、資料にお戻りいただきまして、次は3ページをお願いいたします。大きな5番でございます。こちらが今日の本題でございます。池袋本町三丁目の20・21番街区におきまして、共同化の取り組みがありますので、これをご紹介させていただきたいと思えます。

地区の概要でございます。図にありますように、三角形の土地でございます。補助82号線の沿道でございます。位置は、報告2の参考資料第1号をご覧いただきたいと思えます。左側が池袋本町、右側が上池袋地区になってございます。これのうちの左上にございます四角の1番、池袋本町三丁目の20・21番地区という書き込みをたどっていただきますと、補助82号線沿いに三角形の書き込みがありまして、こちらの土地で今、共同化の事業が進んでいるところでございます。こちらをご紹介させていただきます。

資料にお戻りいただきまして、施工主体は、池袋本町三丁目20・21番地区の防災街区整備事業の準備組合でございます。面積は約1,500㎡、権利者は約20名の方がいらっしゃいます。

②番でございます。活動の経緯でございますが、こちらは、平成29年の6月から8月に共同化の意向確認を行っております。これは、まちづくりのコンサルが行ったものでございまして、こちらでこの街区に対しまして、共同化意向確認を行ったところ、かなり共同化の意向が高かったということで、勉強会に発展いたしました。29年の9月からまちづくり勉強会を実施いたしまして、4回ほど勉強会を行いました。また、平成30年度に入りまして、5月に池袋本町三丁目の20・21番地区まちづくり協議会が設立されてございます。6月と9月にまちづくり協議会を開催いた

しまして、昨年の11月に防災街区整備事業の準備組合設立に至っております。この防災街区整備事業につきましては、後ほど別の資料にてご説明させていただきます。

③番です。今後の予定でございます。元年の7月、都市計画審議会への報告、これは本日でございます。この後、8月から11月にかけて、都市計画の手続に入る予定になってございまして、早ければ12月の都市計画審議会に付議をさせていただき、このエリアにて都市計画決定・告示を行いたいと考えているところでございます。

それでは、防災街区整備事業につきまして、ご説明をさせていただきます。報告2の参考資料の第2号をお取り出してください。A4一枚でございます。

防災街区整備事業の定義でございます。こちらの事業でございますが、根拠となる法律が密集市街地における防災街区の整備に関する法律、俗に言う密集法でございます。こちらを根拠としてございます。

2番の事業の目的でございます。事業の枠組みにつきましては、第一種市街地再開発事業とほぼ同様の仕組みでございます。しかしながら、市街地再開発事業が土地の高度利用を主目的とした事業であるのに対し、防災街区整備事業は特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を主目的とした事業でございます。市街地再開発事業は、広場を整備するために容積をアップして、上に積み上げるとかいう手法を使いますが、防災街区整備事業の場合は、そういうことは余り考えずに、防災機能の整備に特化した事業でございまして、土地の合理的かつ健全な利用を、この事業によって、補助金を使いながら皆さんにやっていただくというのが主目的でございます。

3番の施工地区の要件、5点ほど書いてございます。こちらに書いてございます条件は後ほどお読みいただきたいと思います。再開発との一番の違いは、市街地再開発事業の場合は、基本的には0.5ヘクタールの土地を使いなさいと。密集地域におきましては、2,000㎡程度のところまで緩和されますけれども、この防災街区整備事業につきましては、面積要件がありません。狭くてもできます。実例をご紹介します。裏面、5番の都内の事例をご覧ください。8件、今まで施工実績がございまして、地区面積のところをご覧ください。5番の目黒本町で行われたものが0.06

ヘクタールでございます。600㎡のところ、この防災街区整備事業が行われた事例でございます。

表に戻っていただきまして、一番下の絵をご覧いただきたいと思います。事業の仕組みを東京都のホームページから落としたものでございます。整備前は左の図のように戸建ての家がたくさん並んでおりまして、木造住宅も多いところを、右の絵のように、整備後は共同化による防災性の向上、耐火、準耐火建築物を建てます。また、それと同時に公園を整備したり、道路を整備したり、また、個別利用区というのを設定できます。どうしても戸建てにこだわる方も中にはいらっしゃいますので、個別利用区というのを設定することができます。ただし、これは最低面積が100㎡以上ということになってございますので、木造密集地域に100㎡というのはなかなか贅沢な話かもしれませんが、そういったことも可能でございます。

もう一度、裏面をお願いいたします。4番でございます。国や都の補助による主な支援策があります。調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費に支援がございましては、①、②、③とも国庫補助金が3分の1、都及び区が合わせて3分の1ということになってございます。ただ、米印のところをご覧いただきたいのですが、防災再開発促進地区内で施行される事業については特例式が適用され、②、③の補助対象額が1.35倍となります。木密地域におきましては、この防災再開発促進地区という網をかけられます。豊島区ももちろんかけているわけですが、この池袋本町においても、防災再開発促進地区内でございますので、この特例式が適用されます。

したがって、②番と③番の土地整備費と共同施設整備費、通常は33%の国費が出ます。それに1.35倍しますので、45%出していただくことができます。また、都費と区費を合わせまして、これも、33%のところ、1.35倍されまして、45%、合わせて、この都市整備費と共同施設整備費におきましては、90%の補助金が望めると。事業者の方は10%出すだけで済むという事業でございまして、木密地域におけるこのメリットとして、防災街区整備事業を今回施行しようということで進んでございます。

また、先ほどの地図にもございました20・21番街区でございます。

れども、この地図を見ると、今のところ、きれいな三角形になってございますが、場合によっては何軒か抜けることも考えられますので、最終的にこういうきれいな三角形になるかどうかは、定かではございません。小さな範囲でもできますし、一つの街区丸ごとでなくても、この防災街区整備事業は使えますので、補助金をもらいながら、防災性の向上に取り組んでいきたいという事例でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 はい、ありがとうございます。

以上の説明につきまして、ご質問あるいはご意見等があれば承ります。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 今回のご報告は、主に池袋本町のことでまちづくりが進んでいくというご報告があったというふうに認識をしておりますが、この参考資料の1号の図を見ると、この不燃化特区のエリアで、ずっと勉強会等が始まったときから、実はこの上池袋一丁目のエリアがこの不燃化特区の指定を受けられなかったというような経緯がこの地域はあります。癌研跡地や学校用地といったところは確かに一部ありますが、本当にこの物すごい密集度の高いエリアを残したまま、エリア指定がどうしても受けられなかったという地域的な事情があり、道路とは認定されないような、水路の上の暗渠になっているようなところに家が建ち並んで、建てかえるのもままならないような地域のところも残っています。当然、不燃化特区のエリア指定は受けられなかったため、明らかに助成制度も手厚さが全然違うわけですね。これらをこのまま残すということが、地域にとっても非常に悩みです。

私も議会で何度かここをどうにか豊島区としても何か手当というか、何か考えられないのかということを行っています。エリア外のことになってしまいますが、同じ上池袋地区のまちづくりとして、確認をさせていただきます。

会長 はい、どうぞ。

地域まちづくり担当部長 それでは、報告1の参考資料第3号をご覧ください。豊島区全体の地図でございます。今、おっしゃられていたのが、上池袋一丁目でございます。地図の真ん中やや上のところでございます。上池袋の二丁目、三丁目、四丁目は赤枠の中でございますけれども、上池袋一丁目は

入っていないということをおっしゃってございまして、なぜかという、おっしゃられていたように、この上池袋一丁目は大きな敷地がございまして、巣鴨学園ですとか癌研跡地につくった公園ですとか、計算しますと、危険な地域ではないという判断となり、それでエリアから外れております。

不燃化特区による建てかえに関する補助金は出せませんが、やっていることといたしましては、報告2の参考資料第1号をご覧くださいと思います。先ほどの池袋本町と上池袋の絵が描いてある資料でございます。こちらをご覧くださいますと、上池袋一丁目でも、土地を買っております。⑭番でございますと、上池袋中央公園の拡張整備1,500㎡ほど、こちらの居住環境総合整備事業として買わせていただいております。⑮番が上池袋一丁目のゆったり広場、351㎡。そのほかにも、⑯番、⑰番ということで、広場用地110㎡、190㎡と、こちらでも広場用地は買わせていただいておりますし、この地域の中に幅員6メートルの防災道路を計画しておりますので、それに向けて取り組んでいるところでございます。

おっしゃっている通り、この地図の左半分に、確かに建物自体の建てかえがきかない密集地域も多くあり、なかなか改善が進まないところでございます。これも我々は把握しておりますので、何かしら支援策を今後とも考えていきたいと考えてございます。

委員 居住環境総合整備事業の区域には、中に入っていますけれども、特区の中には入れなかった、残されてしまったエリアです。防災上は非常に危険な地域が一部残されております。しっかりと豊島区のほうでも認識をしていただいて、やはり何らかの方策をしっかりと今後も検討していただきたいということだけ申し上げておきます。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 きょうの、この防災まちづくりの取り組みと、少しずれるかもしれませんが、北池袋のアンダーパスの道路については、鉄道の下から水が出るということで、なかなか難しいというような報告が以前、委員会であったと思いますが、その点の進捗はどうでしょうか。

地域まちづくり担当部長 北池袋につきましては、アンダーパスの計画で進んでおります。一方で下板橋駅の地下に水路が流れておりまして、その切り回しが難しいだろうと。その下に行くのはさらに難しいだろうということです。

こちらにつきましては、今もこの課題に向けて取り組んでいるところでございます。北池袋につきましては、水が多いという話は聞いたことがございません。

委員　わかりました。私の聞き間違いだというふうに思います。ここのアンダーパスになるというのが、具体的にはどうなのかなという中で、学校が改築の工事の開始や、文成小学校へ移転するというような中で、タイムスケジュール的には少しずれがあるかと思うのですが、その点はどうも住民の皆さんと調整はとられていると認識してよろしいのでしょうか。

地域まちづくり担当部長　事業としては、東京都の第四建設事務所がやっておりますが、我々も中に入って、地域の方々といろいろ情報交換をする場もありますので、そういった中で、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、鋭意進めていければと思っております。事業としては、遅れているとも進んでいるとも今のところ聞いておりませんが、なるべく早くできるように取り組む所存でございます。

委員　それと、もう一つ。まちづくりというと、道路ができて、そこでまた共同化が起こり、新たなまちができてくるということで、私も楽しみにしている一人ではありますが、池袋本町のこの地域ですと、最近、お風呂屋さんが3軒あったのですが、既に2軒は営業をやめるということです。あともう一つは、やはり少し道路にかかるということで、三つあったお風呂屋さんが3軒とも池袋本町から姿を消すというような流れになっています。やはりまちづくりとして、お風呂屋さんに限らないと思いますが、いろいろお仕事を、生業としていたものをやめざるを得ない状況を私は大変残念に思います。今後、本町からお風呂屋さんがなくなるということについて、区民の衛生を守るという観点においても、区やまちを挙げて、その存続についての検討を、保険部局だけではなく所管をまたいでやるべきではないかと思っております。いろんなまちづくりがありますけれども、特に本町は大きくまちが分断されていくという中で、コミュニティのコアとなる場所でもあるお風呂屋さんが一つもなくなる、とても深刻なことだと思っております。所管が違うので、この場では何とも言えないかもしれませんが、ぜひ、都市整備部局だけの問題ではなくて、やはり縦割りの行政の中で横とのつながり、縦のつながり、いろいろ持ちながら、ぜひ、そのことについては、検討していく一つの課題として、取り組んで頂きたいと思っております。その辺

の所見をお伺いしたいと思います。

地域まちづくり担当部長 確かに、お風呂屋さんが3軒あって、そのうち2軒はこの都市計画道路に当たっていると。残ったもう1軒が借地か何かで営業されているということで、なかなか営業も難しいという話を聞いておまして、3軒ともなくなるのではないかという話は我々も把握してございます。部局は違いますけれども、お風呂は衛生の基本でございますので、何とか残す方策はないものかどうか、組織横断的に検討させていただきたいと思えます。

委員 お願いします。要望です。

会長 はい、どうぞ。

委員 まず、木密地域不燃化10年プロジェクトについて伺います。10年の期限がもう目前に来ていますけど、まず、この達成の見通しはどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

地域まちづくり担当部長 おっしゃるように、期限が令和2年度、来年度いっぱいということなんです。23区の木密課長会では、まだまだ防災性の向上が足りないところもあるので、何とかこの制度を続けてもらえないかということで、東京都にも呼びかけておまして、まだ東京都からは正式に返事はいただいておりません。しかし若干、スタイルは変わるかもしれませんが、似たような制度は何とか続けていただくように、東京都に引き続き呼びかけていきたいと思っております。

委員 もうこれはかなり大きな話だと思います。仮に、今、要請しているこの10年プロジェクトの延長が認められないということになると、どのような影響があるのか、お答えいただけますか。

地域まちづくり担当部長 今、不燃化特区事業といたしましては、木造の住宅を壊すときに、その除却費に対して、助成金を出しております。状況にもよりますが、除却費用のほぼ全額、除却助成として出しております。それがなくなると、やはり建てかえの速度が落ち、建てかえの意欲を皆さんなくされる可能性もありますので、何かしらそれにかわるような方策を考えていかなければならないと考えてございます。そのうちの一つとして、東京都に強く要請をして、何とかこの制度を続けていきたいと考えてございます。

委員 ありがとうございます。その方向でぜひちょっと要請していただきたい

と思います。正直、まちを回っていても、来年度いっぱいまでこれ全てが完成している絵が到底描けないように思いますので、そこはぜひ、やっていただきたいと思います。

それで、こういった期間が延長されてくると、当然、本区のいろいろな計画にも影響してくると思うのですが、この辺はどのように進めていくのでしょうか。

地域まちづくり担当部長 ほかの計画というのが、具体的に何をおっしゃっているのかわかりませんが、不燃化特区のエリアにおいては、やはり建てかえを推進するという目的が一番高いので、除却助成や設計費用に助成を出すということで、建てかえの促進を図っているものでございます。ほかのエリア内におきましては、特定整備路線の沿道で建てかえをする方につきましては、道路の買収によって、建てかえせざるを得ない方も結構いらっしゃいますので、直接的な影響はないとは思われますけれども、ただ、全体的に木造住宅の多い地域でございまして、建てかえ意欲も今、一番乗っているときでございます。これを、ぜひもう少し続けて、より安全なまちにしていきたいと考えてございます。

委員 ありがとうございます。

今回の経緯というのがデベロッパーさんからのお話だということだったのですが、こういったエリア内で、このような準備組合や共同化の意向がありそうなところというのは、行政のほうでアドバイスなどの支援策はあるのでしょうか。それとも、こういった事業は、デベロッパーからの話がないと動かないのでしょうか。

地域まちづくり担当部長 今回のケースは、たまたまコンサルさんが意向調査をしたときに、意向が高かったというケースでございますが、区といたしましては、積極的に共同化を支援していきたいと考えております。

先ほど、報告の1でもありましたように、東長崎駅北口、椎名町駅北口につきましては、特に駅前事業でございまして、何とか交通広場をつくりたいと、いろいろ欲張りな構想ではございますけれども、木密地域も改善しながら、駅前広場もつくりながら、商店街も活性化しながら、まちづくりに取り組んでいきたいというふうにかかわらせていただいております。

また、東池袋地域におきましても、補助81号線の沿道での共同化を支援してございますし、造幣局の南地区におきましても、行政が先頭に立っ



て皆さんに働きかけをしております。まだまだ共同化の可能性のある地域はたくさんございますので、これからも行政から積極的に働きかけを行っていきたいと考えてございます。

委員 ありがとうございます。

もう一点だけ伺います。先ほど、ほかの委員さんから上池袋一丁目の話がありました。このうち⑮番の上池袋一丁目ゆったり広場なのですが、これは、私が知る限り、非常に低利用な広場になっていまして、何のためにあるのかよく地域の人にもわかっていないものになっているのかと思います。この場所自体は防災公園がすぐ近くにあって、先ほどおっしゃっていたような用途とは少し違うように感じているのですが、ここも木密地域の対応のために確保しているという場所になるのですか。

会長 近くというのは、⑰番のひだまり防災ひろばのことをおっしゃっているわけですか。

委員 私が申し上げているのは⑮です。

会長 最初のやつですね。それで、近くに防災広場があるのに、ここは何も使われていないというような。

委員 これが上池袋東公園という、かなり大きな公園でして、これのすぐ近くにあるのが道路を挟んで隣にある。

会長 中央公園。

委員 旧癌研の場所です。ここは、もう既にマンションとかになっている場所で、道も恐らく当時からいえば、かなり広がっていると思います。恐らく先ほど高橋委員が懸念なさっていたのは、この上池袋一丁目、この地図でいうと左下、川のほうのエリアのことだと思うので、ちょっと場所が違うのかと思い、聞きました。

地域まちづくり担当部長 今のご指摘の参考資料第1号の⑮番の上池袋一丁目ゆったり広場でございますけれども、平成10年にこちらの事業を活用して買った児童遊園的な広場でございます。

エリアが違うというのは。

委員 エリアが違うというか、上池袋一丁目であることで変わりはないのですが、この児童遊園の周りというのはもう既に、いわゆる木造住宅が密集しているというエリアではないと思います。ですので、これが、先ほどおっしゃっていたような木密の解消のための場所だという位置づけは、も

う当てはまらない状況になっているのではないかなと思いました。

なおかつ、この児童遊園は相当低利用な場所ですので、公園の活用、これはちょっと部署が違いますが、検討したほうが良いような場所だと個人的には思っています。なので、そこについて、もしご見解があればと思ってお尋ねしました。

地域まちづくり担当部長 低利用というのは、現地を確認したいと思います。

先ほど申しあげました木密地域というのは、この参考資料1号でいいますところの上池袋一丁目と書いてある文字の周辺ですね。そこと、⑩番、⑪番のあたり、広場用地取得予定、⑫番のひだまり防災ひろば、この買ったあたりと、そこからさらに西側でございますね。この地域が、やはり狭い道路しかなく、木造住宅も多く、さらに接道していない宅地も多くありまして、建てかえがきかないと。部分的に木密地域でございます。一丁目全体で見ると、計算上は木密地域に入らないのですが、部分的には非常に危ない地域だと認識しておりますので、こちら木密状態を解消するために、いろいろ取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

会長 よろしいですか。

委員 すみません。結構です。ありがとうございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 長崎のほうで、172号道路の関係で、地権者が約280軒というお話だったのですが、今、全体の道路の拡幅の進捗状況を教えてください。

会長 それは、172号線に限ってということですか。

委員 はい。

地域まちづくり担当部長 今、買収状況が平成30年度末で約42%でございます。

今年度に入ってから買ったものも幾つかあると思いますので、さらに進んでいると思われま。ちなみに、昨年、30年度で用地買収率が12%アップしております。

委員 そういう点では、期間的にはまだまだかかるという認識を持ってよろしいでしょうか。

地域まちづくり担当部長 はい。大体、1年度あたり用地買収率は10%ぐらいずつアップしていくのかなとは思いますが、ただ、買収率が80%を超えたあたりから、なかなかそれが伸びません。年間10%というのはなかなか難しくなります。なぜかといいますと、状況的に買収が難しい状況ですと

か、例えば、お隣との用地境がなかなか決まってくれないことや、そもそも事業に反対だという方が残ってきますので、残りが少なくなればなるほど、難しくなってございます。なので、まだ何年ぐらいかかるかというのは、今のところ申し上げられませんけれども、東京都も鋭意取り組んで、人員を増員して取り組んでいるところでございますので、区としてもなるべく支援をして、早目につくっていただいて、この地域の安全性を高めたいというふうに考えてございます。

委員 私も環5の1の道路の買収なんかも経験いたしましたが、何十年という単位でやっと道路工事が始まってきているという状況もありますので、私はそう簡単にぱっといく話ではないだろうというふうに思います。やはり地権者の皆さんの要望に対しては、きちんと応えていただきたいということを改めて要望します。

今の本町三丁目のほうをちょっと伺いたいのですが、いわゆる木密で地区計画に基づいて、建て替えにいろんな形での支援をするというのが木密の対策だろうと思うのですが、今回の共同化は、都市計画決定をする、でも再開発事業ではありませんというような感じで、地区計画との関係でいくと、どのようなイメージを持てばいいのでしょうか。

地域まちづくり担当部長 イメージとしましては、市街地再開発と同じように、このエリアを都市計画で決めます。事業としては、防災街区整備事業を使いますというふうに都市計画では決めます。そうすることによって法定事業になりますので、法律の担保がもらえます。なので、例えば途中でやっぱりやめたいという方が出てきても、やめることができませんので、事業がスムーズにいくというメリットがございます。また、法定事業になりますので、国からも補助金が出ますし、東京都、区からも出すことができますので、街区そのものが防災に強いつくりになりますので、エリアとしても一層防災性が向上するものと思っております。

委員 高さの関係ですが、地区計画だと、ここの地域は22メートルの制限があるかと思います。ただ、共同化をすれば、それを当然上回ってくるのではないかと思うのですが、そこら辺の状況はどうなのでしょう。

会長 はい、どうぞ。

地域まちづくり担当部長 まだ最終決定したわけではございませんので何とも言えませんけれども、地区計画の範囲内で、今のところは計画しているようで

ざいまして、高さにつきましても、今の基準を超えない範囲で計画は進んでいると聞いてございます。ただ、例えば、こことは別のところで、かなり不整形な土地が出てきた場合、なかなかそういう不整形な建物を建てられませんので、無駄な空地がふえ、なかなか容積率をとれず、地区計画を突破しないと採算が合わないよというケースは今後出てくる可能性があると思っております。

委員 先ほどの金額的な部分がわからず具体的なイメージが持ち切れないのですが、45%と45%で90%が支援の対象になってくるというお話でした。そうすると再開発で決定的なのは、やはり高く建てて、それを売ることによって、生産性を上げるという目的があると思うのですが、これに関しては、あくまでも防災街区の整備ということになるから、そこで利益を上げるという発想にはならないのかと今のご説明を聞いて思うのですが、そういう受けとめ方でよろしいのでしょうか。

地域まちづくり担当部長 一言でいいますと、そういうことでございます。市街地再開発は、容積の割り増しを見込んで、床を売ることによって事業費を稼ぎ出しますが、今回のこの防災街区整備事業というのは、そこまでやらなくても採算が合うようにという意味も込めまして、補助金が割り増しで出ると我々は考えてございます。なので、必ずしも高い建物を建てずに、防災性のことだけを考えれば、燃え広がりを防ぐためには、高く上げるよりも延焼遮断帯の機能はベタッとした建物のほうが強いので、そういった建物のほうが今回の土地には合うのではないかと考えてございます。

委員 最後にします。そうすると、22メートルというと、大体7階ぐらいかと思えます。7階建ての建物で権利者が20名ということなので、大体20軒ぐらいの住戸ができるというのでしょうか。

地域まちづくり担当部長 単なる共同建てかえならそうかもしれませんが、今回の場合は、容積を使い切れれば、さらに余剰の床も生み出せますので、それを販売することによって事業費を生み出せるというメリットもあると考えてございます。

委員 わかりました。

あと、資料要求をしたいのですが、木密対策の期間が、来年度までと先ほどの資料に書いてありました。例えば、雑司が谷や南池袋四丁目では、個々の家がこの補助金を使って家の建てかえを行っているというご報告も

いただいているのですが、豊島区内の木密地域で、木密対策の予算を使って、共同化ではなく個々の対策をとっているのは何件ぐらいあるのか。改めて教えていただきたいと思います。

会長

はい、わかりました。

ほか、よろしいでしょうか。

この池袋本町・上池袋地区というのは、今回の不燃化特区、あるいは特定整備路線のいわば非常に重点的に事業が入っている地区と言えるかと思っています。十文字に全く既存の道路がないところに都市計画道路を整備しますので、今まで全く表通りに面さない奥の敷地だったところが、将来的に大きな都市計画道路に面した敷地になっていくと。

その状況の中で、残念ながらお風呂屋さんが3軒なくなりそうだという話もありました。よく、道路をつくるのはまちを壊しているのではないかという話があるのですけれども、道路をつくって十文字にすることで、延焼阻止に繋がります。地震の後の例えば市街地大火が起きたときに、この道路で防ぐことができる。4倍強くなるというとおかしいですけども、どこから起きても1ブロックでとまるという可能性があるわけですから、単純に言うと、一つの火が燃え広がらないで4分の3助かるわけです。そういうことが道路でできるのですが、それが同時に新しいまちづくりを始める、市街地整備を始める大きなきっかけになっている。それが北池袋駅周辺もそうですし、きょうお話しいただいた池袋本町三丁目も、まさにそういうことで動いている。

特に、今回は防災街区整備事業を使おうということで、既存の使い切れていない容積率を活用することで、かつ敷地を整えることで有効な容積率の活用ができる。それから、参考資料にありました、この東京都の絵にありますように、どうしてもそういう共同化になじまないという場合に、戸建ての宅地を整備してそちらへ移転してもらおうという、個別利用地区という手法があります。これは再開発ではあり得ない話なのです。先ほどの銭湯がマンションに入ることは多分できないので、こういう事業を使うと、もし移転してもまだやるという前提に立てば、道路にひっかかった方を移転して、新しい敷地で個別に戸建てとして再建できると、そういうことも可能になる手法です。特定整備路線の沿道を沿道区画整理で一斉に道路に沿って区画整理するという手法もあるのですが、これは権利者が多過ぎて

なかなか合意の形成が難しい。そうすると、このブロック単位など、あるまとまり単位に防災街区整備事業を小まめに連携していくことで、新しい街並みもつくれてきますし、より延焼遮断機能が強化されるということにもなりますし、新しい表通りができて、新しいまちが、その背後にも恩恵が出てくる。そういう一つの大きなシンボリックな取り組みかなと。

つまり、172号と違って、全く道路がないところに道路ができるわけですから、まちが非常に大きく変わる。どういうふうになって、どんなまちになっていくのか。そういう道路づくりは非常に残地がたくさん出ます。それを有効に活用するという意味でも、この取り組みをぜひ頑張ってもらって、また、周りの皆さんの負担も余り大きくならないで、まちの整備や、皆さんの住宅の整備等につながっていければいいなというのが私の個人的な感想です。

安全・安心して住める新しいまちをつくっていくということで、ぜひ、区と専門家、力を合わせてやっていただければなど。不燃化特区のいろいろ支援制度というのは、未来永劫は続かないですけれども、少しは延長されるだろうと。それから、道路は、40%も道路用地で買ったということは、おそらく道路をつくるしかないのです。引きようがないのです。ですから、道路はつくったものの、まちは壊れたままでしたというのは、最悪ですから、都市計画やまちづくりとしては、道路をつくる部分にあわせて、ぜひ、沿道の新しいまちづくりを進めていく、そういうモデルとして、頑張ってもらっていただければなどと思いました。

あと、もう一件報告があるのですが、次に行ってよろしいでしょうか。

(は い)

会長 ありがとうございます。

それでは、3番目の報告事項です。

報告の3、池袋駅周辺主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて、この説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、私のほうから報告の3について説明をさせていただきます。

資料は報告3の資料第1号、参考資料が1から4までございます。なお、参考資料の1は報告資料第1号の詳細版、参考資料の2はエリア分けをしたもの、参考資料の3は現在の地区計画、参考資料の4は池袋のまちづくりの動向ですので、適宜、参照させていただきたいと思います。

それでは、報告第3号の資料第1号を見ていただきたいと思います。アンケート結果でございます。こちらの地区計画の見直しについては、本都市計画審議会では昨年の12月、および3月に報告をしております。今回で3回目でございます。前回は、本年1月16日の説明会の概要を説明させていただきました。その際に、同時期にやったアンケートの回答が1,000件を超しており、あわせて説明ができませんでしたので、今回は、そのご報告でございます。

1番、アンケート調査でございます。配布時期は2月5日から2月20日でございます。対象地域は右図のとおりでございます。配布方法は、ポスティングまたは、郵送でございます。配布枚数は、ポスティングが約8,000通、郵送は約4,000通、合計1万2,000でございます。回答については、最終的に1,019通いただいております。

アンケート結果の概要でございます。それぞれパーセンテージで表現をしております。まず敷地面積の最低限度についての規制を設けるかどうか、設けるべきかどうかという問いでございます。66%がルールは必要だと回答しております。同じように壁面後退については60%が必要。用途制限については66%。高さの最高限度については49%。形態・色彩・意匠のルール化については68%。斜線制限の緩和については63%。容積の緩和については76%が必要だと回答いただいております。

裏面をご覧ください。自由意見でございます。こちらは抜粋になっておりますが、本日は時間もございませんので、それぞれ一つずつご紹介をさせていただきますと思います。まず、用途について「パチンコ、スロット等、子供たちが目にするものないように、設置の規制を設けてほしい」今でも沿道には規制を設けてございますが、こちらの規制についてのご意見をいただいております。容積についてのご意見でございます。「駅近くの土地でも容積消化をしていない建物が多く、土地の有効活用ができるルールにしてほしい」というご意見を自由意見でいただいております。次、歩行者空間でございます。「駅前付近の歩道が狭く、土日は人ごみができて通りづらい。歩道を広げ歩きやすくしていただきたい」というご意見をいただいております。景観・街並みでございます。「敷地から大きくはみ出した看板はまちの景観を乱し、また、本来の歩道の幅を狭めているので規制すべきだと思う」というご意見をいただいております。駐車場の附置

義務についてでございます。「地域的に実用性のない駐車場、駐輪場の附置義務についても台数減少など見直しを行っていただきたい」というご意見をいただいております。その他でございます。その他は四つでございます。一つだけ紹介させていただきます。「対象エリアが広く、一律の規制は難しいのではないか。地域特性に応じた内容を検討してほしい」というご意見をいただいております。

今後のスケジュールでございます。前回、3月にご報告をしたものからおおむね2カ月程度後ろにずれております。今年の9月に都市計画のたたき案を作成します。今回、ご意見をいただきましたので、それを踏まえたたたき案をご報告する予定でございます。その後、このたたき案の説明会を再度する予定でございます。たたき台の説明会を終えてから原案を作成しまして、11月に原案の報告を致します。その後、原案の説明会、公告・縦覧、意見募集、都市計画手続の諸手続に入っていきます。来年の1月になりますと、その報告と案の公告・縦覧、意見募集をして、3月に付議を予定しております。このように、2カ月ずつぐらい後ろ倒しのスケジュールに引き直しております。

なお、参考資料でございますが、参考資料の第1号は詳細版でございますので、説明のほうは省かせていただきます。

参考資料の第2号でございます。A3の横判でございます。こちらは、先ほども、一括の、一つのエリアとしての地区計画は難しいのではないかとご意見もいただいております。こういった五つのエリアに分けて、たたき台を検討していきたいと思っております。これから東京都の協議もこれが入ってきたいと思っております。ご参考いただきたいと思っております。

なお、参考資料3は、既存、現在の地区計画の概要でございます。

参考資料4は、池袋駅のまちづくりの動向でございます。こちらについても適宜ご参照いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。

ただいまの説明等につきまして、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

アンケート回収率は高いというか低いというか、何か微妙なところではありますけども、先ほどの説明いただいた最初のグラフを見ると、余り好まれていないという、一番必要が少ないのは高さの最高限度、だから頭は



余り押さえてもらいたくないと。それから、その次が壁面の後退で、敷地が狭いので、なかなか後退が難しいと。逆に、これは裏腹の関係で、壁面後退するから、ちょっと1階分高くなるよというような話とのバーターなのだと思うのですが、これだけ見ると、敷地いっぱい使って、でも、高いものが欲しいというふうにも見えて、何か微妙だなというふうに。それから、その次に少ないのが、斜線制限の緩和ということですが、それでも63%ですから、3分の2は賛成している。それで、一番多いのは容積率の緩和ということになります。

そういうふうにして見ると、敷地の最低限度というのは、これ以上小さい敷地にしないで、ちゃんとしたビル街が作りたいたいという思いはかなりあるのかなと。それから、用途については、一定程度の理解があって、いろいろブロックによって用途というか、まちの雰囲気が違うのですが、それを反映した用途規制を一定程度やるべきだという話はあると思います。

それから、形態や色彩といったデザイン系についても、かなり賛成が高いというのが、何となく池袋の街並みをどうしたいのかというのが読み取れる、そんな感じが私にはちょっとしたました。これを踏まえて、今後どういうふうに地区計画等を変更していくかということに、まさに絞られてくるのかなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 教えてほしいのですが、地域貢献による容積率の緩和、これが、このアンケートの中でかなりの多い数字を占めているのですが、この地域貢献というのは、今、区としてはどんな内容を考えられているのでしょうか。

会長 はい、いかがでしょう。

都市計画課長 今のところ、基本的に広場を抛出してもらった場合の容積の緩和や、そのほかに、まだ検討レベルでございますが、機能の誘導による容積の緩和が可能かどうか、これは東京都とも今後協議してまいりたいと思っております。

委員 この池袋東でも、西でもそうですけども、区民が使えるような、例えば、談話できるスペースでもいいし、どなたでも活用できる、そういう建物の中の空間をつくれれば、この建物の容積を緩和しますよとか、そういう考えというのはできないのですか。

会長 はい、どうぞ。

都市計画課長 そちらも公共貢献という広い意味での位置づけになると思います。ただ、機能の誘導も含めてそうなのですが、一度それをつくって、それを担保するのが難しい。それを例えば、その都市計画で位置づけるとなると、それは大きい施設になりますので、そういった点を今、東京都とも協議をしております。機能の誘導も都市計画で位置づけないと、大きい開発にしか規制・緩和ができないということになりますので、地区計画のレベルではないということになります。今、その辺を東京都と協議している状況でございます。

委員 はい、ありがとうございます。

その辺は、難しいのはわかります。1回認めて、2年後にやめて、違う商売をされてしまったと。それをできないような規制というのが何か考え、区民としても、あそこへ行けば、いろんな人に会える、そういうスペースをつくってあげるのも大事なのかなど。そのために容積を緩和しますよと。ぜひ、それができると、私はうれしいなと思っています。

以上です。

都市計画課長 まさに私どもも、そういうことができる、そういうことをやっていこうということで、協議に臨んでいるところでございます。

会長 はい、どうぞ。

委員 この今後のスケジュールからすると、9月に報告があって、地区計画たき案に関する説明会となっているのですけれども、この間、地域の方の2回の説明会で、区民説明会の際の発言に関して、皆さんたちがいろいろな受けとめ方をされたという印象を持っています。そういう発言の中で、エリアを広げていくという流れの中で、区は今、具体的にこういうアンケート結果を見て、どういうイメージを持っているのか教えてください。

都市計画課長 今日ご報告をしたとおり、やはり何らかの緩和、それからルール化が必要だというのは、これを見て、わかっていただけていると思っております。この詳細を詰めると、やっぱり先ほどのお話にもありましたが、まちづくりを積極的に誘導するような施策を講じて規制緩和をやっていくべきだと思っております。

委員 区民説明会の際のご発言で物すごく印象的だったのは、それぞれ個性があっただけではないかというようなご発言がありました。それを一つの方向づけに持って行ってほしくないというような、西口のほうでご商売

をやっている方かなというふうに思って聞いていたのですが、今の西口あるいは東口のそれぞれのエリアの中で、今の状態がそのままいいとか悪いとかではないのですけれども、やっぱりそれぞれの地域の特徴があるなという印象があって、これが池袋らしさかなというような思いを私は今持っています。

例えば、東口では、今後、まちづくり協議会、まちづくり懇談会か、今、やっていて、いわゆる小さなお店といたら失礼かもしれませんが、事務所とかそういうのがこゝ幾つか入っているようなところが共同化していくのかなという受けとめ方をしています。歩きながら、フラッと入れるような、ああいうような雰囲気はすごく大事だと思っているものですから、そこら辺が、一つの地区計画の見直しの中でどんなふうに変えていこうか、どんなようなイメージを区は持っているのかというのが一番知りたいです。それぞれが長年かけて作り上げてきている池袋の歴史というものがあると思っているものですから、そういうような状況も受けとめながら、もちろんアンケートでは容積率の緩和という部分が一番多いですけれども、まちづくりに対するイメージを、もう少しわかるように教えてください。

都市計画課長 はい、ありがとうございます。

いろんなご意見がある中で、皆さんやっぱり池袋のイメージというのはお持ちで、それをある意味まとめると、歩ける空間かと思います。新宿や渋谷と違って、池袋は1階部分、地上部分を歩いていくまちだいう印象を持っております。もちろん豊島区は国際アートカルチャー都市構想を持ち、どこでも皆さんがくつろげたり、演じたり、そういった場をつくっていこうという、大きな方針がございます。それに資するように、歩行者が優先なまちづくりというのが池袋のまちづくりではないかと思っております。

当然、個性として尊重し、残しながら、人々が歩いて楽しむまちというのが池袋のまちづくりなのだと感じております。

委員 はい、わかりました。

会長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 アンケートの詳細版だと、エリアがA、B、C、D、E、F、Gと分けてありますが、この分けた基準を教えてください。このエリアによって違

うということで、分けたのだらうと思うのですが、その辺のところを教えてくださいませんか。

都市計画課長 はい。詳細版の表紙ですね。基本的に街区ごと、それから大きい通り、あとは駅を挟んでという形になります。

特に、エリアFとエリアGについては、開発がそれぞれ進んでいるところもございますので、大きく二分しております。東口のエリアについては、それぞれ個性があるところだと思っております。ただ、エリアEについては駅前街区ということで、少し広目にとらせていただいております。例えばエリアC、グリーン大通りの面するエリアということで、規制緩和も大きい街区のまちづくりになる可能性が高いと考え、このエリアどりをしていくということです。

したがって、全てのエリアについて、そういう区分をした理由については、明確に説明ができるといったところでございます。

委員 そうすると、今、高野区長のほうで進めているH a r e z a池袋近辺、その前の公園も含めて、その一帯の動きというものが、各エリアに、非常に多大なる影響を与えているのか、与えていないのか、その辺のご所見を伺いたいと思います。

都市計画課長 エリアごとに全然全く違うまちというのはあり得ない話でして、当然、連続性というのはございます。例えば、東池袋一丁目の北側のほうと、エリアAの庁舎の跡地のH a r e z a池袋というのは、今後、連携が深まっていくと思います。こちらの接触部分についても、明治通りを挟んでいますが、連続性がとれるような計画を今、検討しているところでございます。

委員 色々な地区を見させてもらっているのですが、私は駒込に住んでおりますけれども、今、結構、駒込近辺も結構空き地が非常にふえてきて、いわゆる古いうちがあったところを取り壊して、これから新たに建築をするんだらうというふうに思います。

今、この池袋における開発の意欲はどういった状況でしょうか。1万2,000通程度出して、1,019という回答が来たということですが、例えばビルを新しく建て直そうとか、あるいは、それに投資しようとかという、そういった、まち全体、池袋全体としての意欲は、どんな感じに思っていますか。

都市計画課長 アンケートもそうですが、窓口の開発等の相談も相当来るようになって

ております。これは、2015年、都市再生緊急整備地域に指定されて以降、今が一番多いかと思っています。その結果がアンケートにあらわれているかと思っています。アンケートの回収率は10%ってないのですが、この手のポスティングを含めたアンケートの回収では、低くはない、高いというふうに認識しております。

委員 わかりました。結構です。ありがとうございました。

会長 今回の回収率の件ですが、このポスティングの回収率というのはわかるんですか。

都市計画課長 すみません、ポスティングした方と郵送している方と重複しておりますので、詳細には調べておりません。申しわけございません。

会長 わかりました。多分、郵送が土地建物所有者で、こちらのほうが回収率がよく、まさに自分事として考えておられるということだと思います。ただ、このグラフは、参考資料の1のほうの、たくさんグラフが棒グラフで出ているのですが、今、地区別の話が出ましたけど、これ、ぱっと見ると、えらい誤解をしてしまうのですね。つまり、これは実数で入れているので、実数が少なかったところは何か意見が消極的なように思うのですが、これはぜひ100%の百分率で示していただくと、地域差というのがこんなにならないんです。それぞれを100%で置きかえると、かなり似ているのです。ですから、ぜひ一度というか、実数じゃなくて、100%、百分率でグラフをつくって検討してください。何か変な予断を持ってミスリーディングしてしまう可能性があるんで、それだけは避けていただいたほうがいいかなと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

会長 はい。また、このアンケートをもとに、先ほどのように池袋駅周辺地区をどのように今後していくかということで、地区計画の改定を進めていくということになります。

一応、今、7時をちょっと回りました。きょう5時からでしたので、およそ予定の2時間が過ぎたところです。もしご質問等なければ、本日は報告ということですので、以上にさせていただきたいと思います。

3件とも熱心にご議論いただきまして、貴重なご意見も出ておりますので、今後のまちづくりの推進に当たって、参考にして進めていただければ

などと思います。

それでは、本日の議事は全て終わりましたけれども、最後に事務局より連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

都市計画課長 はい。それでは事務局からです。

ご熱心な議論ありがとうございました。アンケートについては、次回の都市計画審議会にてパーセンテージに直したものを再度提出させていただきます。

まず初めに、東京都から情報提供が1件ございます。昨年12月にご報告をした「東京都における都市計画道路の在り方に関する基本方針」でございます。こちら、明日7月12日にパブリックコメントの公表がございます。これについては、来週、概要がわかる資料を委員の皆様にご配付させていただきたいと思っております。

最後ですが、次回の都市計画審議会でございます。9月上旬の開催を予定しております。後日、日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 はい。「東京都の都市計画の在り方に関する基本方針について」は、郵送で各委員に送るから見ておいてくださいという受け取りでいいのですか。

都市計画課長 はい。

会長 はい。それで、何かご意見があったらパブコメに参加してくださいと。ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、第184回豊島区都市計画審議会ですが、以上で終了させていただきます。長い時間にわたって、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会 午後7時00分)

<p>会議の結果</p>	<p><b>報告1</b> 補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針の改定について</p> <p><b>報告2</b> 池袋本町・上池袋地区のまちづくりについて</p> <p><b>報告3</b> 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しについて</p>
<p>提出された資料等</p>	<p><b>報告1に関する資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料第1号 補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針の改定について</li> <li>・資料第2号 補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針(改定案)</li> <li>・参考資料第1号 説明会の開催のお知らせ</li> <li>・参考資料第2号 補助172号線沿道長崎地区まちづくり方針(現行)</li> <li>・参考資料第3号 豊島区防災まちづくり概要図</li> </ul> <p><b>報告2に関する資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料第1号 池袋本町・上池袋地区のまちづくりの取り組み</li> <li>・参考資料第1号 池袋本町・上池袋地区防災まちづくりの取り組み</li> <li>・参考資料第2号 防災街区整備事業について</li> <li>・参考資料第3号 池袋本町・上池袋地区まちづくり方針</li> </ul> <p><b>報告3に関する資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料第1号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しアンケート結果の概要について</li> <li>・参考資料第1号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直しアンケート結果について(詳細版)</li> <li>・参考資料第2号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直し案たたき台</li> <li>・参考資料第3号 池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画パンフレット</li> <li>・参考資料第4号 池袋駅周辺のまちづくり動向</li> </ul>
<p>その他</p>	